#### 金融関係通達の見直しについて

明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政への転換の一環として、金融関係の通達等を全面的に見直し、大幅な廃止及び省令・告示化などを行うことにより行政の透明性の向上を図ることとした。

や部内手続、業務の健全性に関する着眼点 例:早期是正措置の運用基準、本省財務 局間の事務手続き、市場関連リスク管理 のあり方、内部検査の留意事項、等		・金融機関等の個別業務等に関する指導を内容としているもの例:取扱商品の商品性を限定、個別の商品取扱高等についての届出・報告、営業用不動産の活用を限定、等	→ 廃止 (通達382本 事務連絡等234本
43 本 ・行政の統一的な運営を図るための法令解釈 や部内手続、業務の健全性に関する着眼点 例:早期是正措置の運用基準、本省財務 局間の事務手続き、市場関連リスク管理 のあり方、内部検査の留意事項、等 ・財務関係資料の定期的な提出の求め 銀行法第24条等による報	00 本 「務連	手続きを定めているもの等 ・法令において大臣が定めるとされているも	
(例:決算状況表(決算期毎の報告資料) 、日計表(月次の報告資料)、等		や部内手続、業務の健全性に関する着眼点 例:早期是正措置の運用基準、本省財務 局間の事務手続き、市場関連リスク管理	事務ガイドライン 6本
いて明確に決定された施策等を所管団体に		例:決算状況表(決算期毎の報告資料)	銀行法第24条等による報告 徴求 1本
[例:総会屋対策、防犯対策、等]		いて明確に決定された施策等を所管団体に連絡するといった性格の文書	連絡文書 27本

# 資料7-1-1 公表不良債権と自己査定について

	概念及び基準	他行との比較可能性	公表に適するか否か	その他
公装不良價権	○ 客観的形式的基準(全銀協統一開示基準等)に基づく分類 ・破綻先債権 ・延滞債権(90日以上) ・貸出条件緩和債権 =債務者の経済状況の悪化のために金利減免・返済期限猶予など元利の支払い条件を緩和した債権	〇 比較可能	<ul><li>○ 個別行が開示</li><li>○ 集計結果を当局が公表</li></ul>	<ul><li>○ 貸出金ベース</li><li>○ 債権償却特別勘定に引き当てた分も不良債権として分類</li><li>○ 担保の有無にかかわらず算</li></ul>
自己猛定	〇 実質的な回収可能性に悲づく分類(債務者をその状況を持額した上で担保の状況を勘案) 第1V分類:回収不能又は無価値第11分類:損失発生の可能性が高級生の可能性が高級生の可能性が高級生の可能性が高級生命、損失発生の計算を受ける。 10分類:個別に適切なりの合理が必要第1分類:その他のもの	○ (徴却・引当を行うための 内部手続であり比較可能性 を前提としたものではない	<ul><li>○ 個別行に開示を義務付けることは不適当</li><li>○ 集計結果を当局が公表</li></ul>	<ul><li>○ 総与信べース</li><li>○ 債権償却特別勘定に引き当てた分は第1分類(非分類)として分類</li><li>○ 担保の状況を勘案</li></ul>

#### 資料7-1-2 リスク管理債権の定義

#### (1) 破綻先債権

未収利息不計上貸出金(注1)のうち、法人税法施行令第96条第1項 第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由(注 2)が生じているもの

(注1)元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の 事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして 未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。)

(注2) 更生手続開始、和議開始、破産、整理開始又は特別清算開始の申 立て等の事由

#### (2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のもの

### (3) 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)

### (4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)

## 預金取扱い金融機関のリスク管理債権等の状況

							(中)区记/
	7年度中間期	7年度	8年度中間期	8年度	9年度中間期	9年度	10年度中間期
主要行	238,290	218,680	174,140	164,410	161,280	219,780	220,080
地方銀行協会加盟行	49,760	42,270	33,970	33,360	35,150	51,980	54,240
第二地方銀行協会加盟行	28,220	24,090	21,850	20,120	20,870	25,820	26,460
地域銀行計	77,980	66,360	55,820	53,480	56,020	77,800	80,700
全国銀行計	316,270	285,040	229,960	217,890	217,300	297,580	300,780
協同組織金融機関	64,590	62,950	62,330	61,110	63,480	54,490	_
総計	380,860	347,990	292,280	279,000	280,780	352,070	_

<sup>(</sup>注)1計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

<sup>2.9</sup>年度中間期までの計数及び9年度の協同組織金融機関の計数にあっては、破綻先債権、延滞債権及び金利減免等債権の合計額。 3.9年度中間期までは大蔵省発表計数。9年度以降は金融監督庁発表計数。

# 預金取扱い金融機関の債権償却特別勘定(個別貸倒引当金)の状況

							(里区:18门)
	7年度中間期	7年度	8年度中間期	8年度	9年度中間期	9年度	10年度中間期
主要行	48,820	90,700	69,330	80,770	90,980	122,600	110,020
地方銀行協会加盟行	8,460	16,720	12,560	15,420	18,460	25,620	25,700
第二地方銀行協会加盟行	4,390	6,860	6,310	8,170	9,300	11,070	11,510
地域銀行計	12,840	23,570	18,870	23,580	27,770	36,690	37,210
全国銀行計	61,660	114,270	88,190	104,360	118,750	159,290	147,230
協同組織金融機関	7,940	11,030	11,290	19,070	21,190	31,060	<del>-</del>
総計	69,610	125,300	99,480	123,430	139,930	190,350	_

<sup>(</sup>注)1.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

<sup>2.9</sup>年度中間期までは大蔵省発表計数。9年度以降は金融監督庁発表計数。

## 資料7-1-5 全国銀行のリスク管理債権の状況(平成10年9月期)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										7	位:億円)
	総資産		リスク管理債権	t				貸倒引当金		業務純益		有価証券 含み損益
		貸出金		破綻先債推	延滞債権	3カ月以上 延滞債権	貸出条件 緩和債権		個別費倒引 当金	過去5年 間平均	10年9月 期(半期)	(日経平均 13,406円)
都市銀行	4,160,430	2,633,840	123,400	22,860	53,720	17,260	29,560	72,320	60,860	26,490	15,700	-11,400
長期信用銀行	817,390	454,950	52,900	11,800	19,290	2,070	19,740	27,890	25,940	4,980	2,900	-8,810
うち長銀・日債銀	364,630	222,380	38,000	9,610	16,010	1,860	10,530	18,450	17,710	2,970	1,640	-8,480
信託銀行	944,090	514,840	43,790	13,100	16,540	2,080	12,060	25,260	23,220	7,330	3,460	-10,450
主要行計	5,921,900	3,603,630	220,080	47,760	89,550	21,410	61,360	125,470	110,020	38,800	22,060	-30,660
除く長銀・日債銀	<u>5,557,270</u>	3,381,250	182,080	38,150	73,540	19,550	50,830	107,020	92,310	35,830	20,420	-22,180
地方銀行協会加盟行	1,979,040	1,371,090	54,240	15,340	18,020	4,990	15,900	30,480	25,700	13,190	7,200	19,170
第二地方銀行協会加盟行	641,040	480,620	26,460	7,410	8,690	3,230	7,130	13,370	11,510	4,490	2,080	640
地域銀行計	2,620,080	1,851,710	80,700	22,750	26,710	8,220	23,030	43,850	37,210	17,680	9,280	19,810
全国銀行計	8,541,980	5,455,340	300,780	70,510	116,260	29,630	84,390	169,320	147,230	56,480	31,340	-10,850
除く長銀・日債銀	8,177,350	5,232,960	262,780	60,900	100,250	27,770	73,860.	150,870	129,520	53,510	29,700	-2,370

<sup>(</sup>注)1.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

<sup>2.</sup>北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を除く。

<sup>3.「</sup>延滞債権」とは、「未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のもの」であり、 「3カ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。

<sup>4.</sup>過去5年間平均の業務純益は、10年9月期を含む過去10半期の平均半期業務純益の2倍の計数を記載。

<sup>5.</sup> 一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び破綻懸念先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、その影響が16,560億円ある。

# 新 聞 発 表

## 10年9月末におけるリスク管理債権等の状況について

1. リスク管理債権の状況	について 10年3月末		10年9月末	
(1) 預金取扱金融機関	35.2 兆円	(注1)	集計せず	(注2)
先 債 権 、 延 滞	債権及び金利減免	十数。 但し、協同組織 等債権の合計額。 、 中間決算を要しない		
(2) 全国銀行	29.8 兆円 (26.7)		30.1 兆円 (26.3)	
(注) (  )内!	は長銀・日債銀を開	除く計数(以下同じ)。		
(3) 主要19行	22.0 兆円 (18.9)		22.0 兆円 (18.2)	
(4) 地銀・第二地銀	7.8 兆円		8.1 兆円	
2. 個別貸倒引当金の状況	について			
(1) 預金取扱金融機関	19.0 兆円	(注1)	集計せず	(注2)
(注1) (注2) 上書	己1. (1)の注に同じ	•		
(2) 全国銀行	15.9 兆円 (14.5)		14.7 兆円 (12.9)	
(3) 主要19行	12.3 兆円 (10.9)		11.0 兆円 (9.2)	
(4) 地銀・第二地銀	3.7 兆円		3.7 兆円	

#### 3. 自己査定の状況

(単位: 兆円)

#### (1) 預金取扱金融機関

10年3月末

10年9月末

総与信		5 11 43 \$25	川八坂	11/2/1425
(注1)	1分類	11分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
795.	707.	5 80.6	6, 9	0, 1

総与信				
40°77   12 °	Ⅰ分類	分類	Ⅲ分類	IV分類
集計せる	」 げ。(注2)		L	
	, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			

- (注1) 10年7月17日金融監督庁発表計数。
- (注2)協同組織金融機関は、法令上、中間決算を要しないこととされている。

#### (2) 全国銀行

松上层				
総与信 (注1)	l 分類	分類	Ⅲ分類	IV分類
616, 5	544, 8	65, 5	6, 1	0. 1
(589, 0)	(523. 3)	( 60, 5)	( 5, 0)	( 0, 1)

総与信				
10 T IS	l 分類	分類	Ⅲ分類	IV分類
598.0 [100.0] (573.3)			6.9 [ 1.2] ( 5.6)	

- (注1) 10年7月17日金融監督庁発表計数の修正計数(以下同じ)。
- (注2) ( )内は長銀・日價銀を除く計数(以下同じ)。
- (注3)[]内は構成比。

#### (3) 主要19行

i	総与信				
	140 7 16	分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
	421. 7 (394. 2)	371, 6 (350, 1)	45. 2 ( 40. 2)		0. 1 ( 0. 1)

   総与信				
**************************************	分類	分類	川分類	IV分類
405. 9 (381, 2)	354, 6 (337, 0)	45. 5 ( 39. 7)	5, 7 ( 4, 4)	0, 1 ( 0, 1)

#### (4) 地銀·第二地銀

総与信				
₩C → 18	分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
194.8	173, 2	20, 3	1, 3	0, 0

総与信				
和公子店	I 分類	分類	Ⅲ分類	IV分類
192, 1	170.4	20. 5	1. 2	0.0

(注) 10年9月末の計数については、一部金融機関において、部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(IV分類 價権額)に対し、個別貸倒引当金の計上でなく、直接償却すること)が約1.7兆円行わ れている。

#### 自己査定の債務者区分等の定義

#### (1) 債務者区分

#### ① 破綻先

⇒法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。

#### ② 実質破綻先

⇒法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営 難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実 質的に経営破綻に陥っている債務者。

#### ③ 破綻懸念先

⇒現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。

### ④ 要注意先

⇒金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する先。

#### ⑤ 正常先

⇒業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。

#### (2) 債権分類

- 一分類
  - ⇒Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産
- || 分類
  - ⇒債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑 義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える 危険を含むと認められ、個別に適切なリスク管理を必要とすると判断 される債権等の資産

#### ・川分類

⇒最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の 可能性が高いが、その損失発生時、その損失額について合理的な推計 が困難な資産

#### IV分類

⇒回収不可能又は無価値と判定される資産

## 全国銀行の自己査定の状況

	総与信額(10	総与信額(10年3月期)				総与信額(10	0年9月期)	月期)			
		1分類 2分類 0		3分類 4分類			1分類	2分類	3分類	4分類	
都銀·長信銀·信託計	4,216,970	3,716,070	<u>451,570</u>	48,080	1,250	4,059,400	3,546,290	455,370	56,970	770	
除く長銀・日債銀	3,942,080	3,501,150	401,970	37,720	1,250	3,811,870	3,369,720	397,210	44,170	770	
地方銀行協会加盟行	1,443,610	1,291,220	144,030	8,330	50	1,421,320	1,268,350	145,540	7,380	60	
第二地方銀行協会加盟行	504,370	440,850	59,280	4,240	0	499,350	435,160	59,880	4,280	30	
地域銀行計	1,947,980	1,732,070	203,310	12,570	50	1,920,670	1,703,510	205,410	11,660	90	
全国銀行計	6,164,950	5,448,140	654,880	60,650	1,300	5,980,070	5,249,800	660,780	68,630	860	
除く長銀・日債銀	5,890,060	5,233,220	605,280	50,290	1,300	5,732,530	5,073,230	602,620	55,830	860	

- (注)1.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
  - 2.総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返り、未収利息及び仮払金をいう。
  - 3.10年3月期の計数については、7月の発表分について、報告の対象範囲が統一されていなかったことから、再度、上記総与信の範囲で報告を求め、集計したもの。
  - 4.北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を除く。
  - 5. 10年9月期の計数については、一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び破綻懸念先に対する担保・保証付債権について、 担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、その 影響が第1分類債権で17,130億円ある。

# 資料7-1-9 ディスクロージャーの徹底

# OSEC基準の導入

新基準	旧基準					
• 破綻先債権	・破綻先債権					
·延滞債権( <u>90日以上</u> )	・延滞債権( <u>6ヵ月以上</u> )					
· 貸出条件緩和債権	• 金利減免等債権					
=債務者の経済状況の悪化のために	=約定改定時の <u>公定歩合以下の水準</u>					
金利減免・返済期限猶予など元利の	<u>まで金利を引き下げ</u> た貸出金					
支払い条件を緩和した債権						

(注) SEC (Securities and Exchange Commission): 米国の証券取引委員会

# ○銀行法のディスクロージャーの強化

改正後の銀行法	従来の銀行法
・罰則付き義務化	・ 罰則なし (訓示規定)
・連結ベース	・ 単体ベース
・宥恕規定を削除	・宥恕規定あり

# 自己査定、再生法開示及びリスク管理債権の関係

	の債務者区分	再生法開示	リスク管理債権
及び分類	対象債権	貸付有価証券、貸出金、外国 為替、未収利息、仮払金、支 払承諾見返	貸出金
破綻先 実質破綻先 第一第一別分 第一分 第一分 類 類		破産更生債権及びこれら に準ずる債権	破綻先債権 延滞債権
第十分類	懸念先 第Ⅲ分類	危険債権	延帯債権 32月19生延滞債権 貸出条件緩和債権
第一分類	注意先 第   分類	要管理債権	貸出条件緩和債権 3.为月过生延滞債権
正常先 元常先 元 第 1 分類 一			

## 全国銀行の不良債権処分損の推移

		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>	<del>,</del>	· ···	<del>,</del>	,	<b></b>	(単位:個円)
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度中間	期 除く長銀・日債却
不且	良债権処分損 	16,190	41,052	54,553	134,445 (110,873)				1
	個別貸倒引当金純繰入額	9,291	13,791	16,252	71,626 (55,962)				1
	直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)				
	貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)				
	共同債権買取機構への売却損	2,191	18,546	21,025	25,261 (21,316)			I	1
4年	度以降の累計	16,190	57,242	111,795	246,240 (222,668)	324,433 (284,851)			1 '
直接償却等の累計		4,235	25,135	53,220	116,022 (108,121)	159,180 (144,877)			-
不良債権額		127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	•		262,780 (182,090)
個別貸倒引当金残高		18,670			114,270 (90,700)		159,290 (122,600)		

<sup>(</sup>注)1.不良債権処分損は、個別貸倒引当金(従前の債権償却特別勘定)純繰入、貸出金償却、共同債権買取機構への売却、その他の債権放棄や支援損等の合計額。

<sup>2.</sup>不良債権額の傾は、リスク管理債権の金額。ただし、7~8年度は破綻先債権、延滞債権先、金利減免等債権の合計額であり、6年度以前は破産先債権、延滞 債権の合計額。

<sup>3.6</sup>年度以前は、都銀、長信銀、信託の主要行のみの計数。なお、( )内の計数は主要行のみの計数

<sup>4.</sup>直接償却等は、貸出金償却、債権売却損、支援損等の合計額。ただし、6年度以前は、貸出金償却及び共同債権買取機構への売却損の合計額。

<sup>5.9</sup>年度以降は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まない。